



事業者名	アイケア保育部 (あいあい浜松)	ケアサービス嬉樹 <sup>きき</sup>	ここみドゥーラ	ころころねっと浜松	しゃぼんだま
事業所の所在地	中区高丘東3-38-5	東区神立町504-3	中区常盤町140-8	西区大平台4-11-23	北区初生町1218-6
電話番号	414-5577	467-5354	070-1616-7424	485-8912	437-1655
の1時間あたりの利用料(税込)	基本分 平日 (午前7時~午後7時) 土・日・祝日・ 12/29~1/3の加算	2,000円	1,800円	2,700円	2,000円
(税込) 交通費	往復0km~15km未満	300円	200円	300円	300円
	往復15km~30km未満	400円	400円	400円	400円
	往復30km~	500円	600円	600円	500円
訪問範囲	中区・東区・西区・南区・ 北区(一部地域を除く)・浜北区	南区・中区(江東・江西・県居・ 東中央・駅南)・東区(積志・長上・ 笠井・中野町・和田・蒲)	中区・東区・西区・ 南区・北区・浜北区	中区・東区・西区・ 南区・浜北区	中区・東区・西区・ 北区(一部地域を除く)・ 浜北区
訪問日	月~金曜日 (土・日・祝日・12/29~1/3 除く)	月~土曜日 (日・12/29~1/3 除く)	月~金曜日 (12/29~1/3 除く)	月~金曜日 (土・日・祝日・12/29~1/3 除く)	月~日曜日 (5/3~5・8/13~15・12/29~1/3 除く)
備考	☆ 交通費は、事業所からの距離により算出します。	☆ 交通費は、事業所からの距離により算出します。	☆ 土・日・祝日は、相談に応じます。 ☆ 交通費は、事業所からの距離により算出します。	☆ 訪問エリア外については、相談に応じます。 ☆ 交通費は、ヘルパーの自宅からの距離により算出します。	☆ 交通費は、事業所からの距離により算出します。

事業者名	ハート訪問介護	浜松市シルバー人材センター	ヘルパーステーションすず	夢コープ西部事業所
事業所の所在地	東区豊町2472-2	中区鴨江3-1-10	中区鹿谷町6-1	中区海老塚1-9
電話番号	544-5528	454-2377(代表)	471-9178	450-5098
の1時間あたりの利用料(税込)	基本分 平日 (午前7時~午後7時) 土・日・祝日・ 12/29~1/3の加算	2,250円	1,300円	1,300円
(税込) 交通費	往復0km~15km未満	なし	なし	150円
	往復15km~30km未満	400円	300円	200円
	往復30km~	600円	500円	250円
訪問範囲	中区・東区・南区・北区・浜北区	市内全域	中区・東区・西区・南区・北区	中区
訪問日	月~金曜日 (12/29~1/3 除く)	月~金曜日 (12/29~1/3 除く)	月~日曜日 (12/31~1/3 除く)	月~金曜日 (12/29~1/3 除く)
備考	☆ 土・日・祝日は、相談に応じます。 ☆ 交通費は、事業所からの距離により算出します。	☆ 土・日・祝日は、相談に応じます。 ☆ 交通費は、ヘルパーの自宅からの距離により算出します。	☆ 12/31~1/3は、相談に応じます。 ☆ 交通費は、事業所からの距離により算出します。	☆ 土・日・祝日は、相談に応じます。 ☆ 訪問エリア外については、相談に応じます。 ☆ 交通費は、ヘルパーの自宅からの距離により算出します。



### 公費負担額

#### 《事業者に支払う利用料金のイメージ》

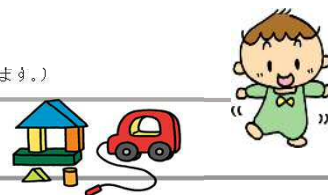
$$\left( \text{事業者設定の1時間あたりのサービスの利用料} - \text{公費負担額} \right) \times \text{利用時間数} + \text{事業者設定の交通費}$$

利用1時間につき、1,000円(※)を公費負担します。

※ 市民税非課税者及び生活保護受給者(\*)に該当する方は、1時間につき1,300円を公費負担します。  
(\*生活保護受給者とは、この事業の利用決定がされた日における生活保護法(昭和25年法第144号)の規定による被保護者としまふ。)

### 利用される方へのお願い

- ◇ キャンセルの連絡は、はまずヘルパーが訪問する2日前の午後5時までに、直接事業者へ連絡してください。  
(訪問2日前が土・日・祝日等になる場合は、その前の平日の午後5時まで)  
※訪問2日前の午後5時以降の連絡や連絡がない場合は、キャンセル料として1,000円をお支払いいただきます。
- ◇ 原則、利用される方の自宅で日常的に行う家事や育児のサポートを行います。留守番やはまずヘルパーひとりでのお子さんのお世話やお子さんへの医療行為はできません。
- ◇ 哺乳瓶、おむつ、沐浴時のタオル、調理道具、掃除道具など、サービスにあたっては利用される方の自宅にあるものを使用します。



\* ご不明な点などがありましたら、下記の間合せ先までご連絡ください。

問合せ 浜松市役所 子ども家庭部 子育て支援課 家庭支援グループ  
TEL (053) 457-2793 FAX (053) 457-2039